

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県人事給与・総務事務システムの設計・構築の委託業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年9月30日まで

(4) 予算額

1,564,115千円(消費税及び地方消費税を含む。)

内訳	令和6年度	336,160千円
	令和7～9年度	1,227,955千円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和6年7月8日(月)午後5時(必着)

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和6年7月31日(水)午後3時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和6年8月5日(月)に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県総務局人事課

② 提案書提出期限

令和6年8月9日(金)午後3時(必着)

③ 提出書類

「企画提案書作成要領」による書類

(5) 提案書に関する審査

実施日： 令和6年8月19日(月) (時間の詳細は別途通知する)

出席者： 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

時間： 1提案者当りの説明時間は45分以内を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：30分以内

質疑応答：15分以内

会場： オンライン(詳細は別途通知)
出席者： 審査への参加(オンラインへの接続)は5名までとする。
主たる説明者は当該業務を実施する際の総括責任者とする。こと。
その他： プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とすること。ただし、プレゼンテーション用に内容を抜粋し体裁を整えた資料を作成することは差し支えない。提出済の提案書にさらに追記した内容や追加資料を使用することは認めない。プレゼンテーションは提出された提案書または抜粋資料を画面共有により行うこと。提案するシステムの動作をデモンストレーションすることは差し支えないが、追加の時間配分は認めないため定められた時間内に行うこと。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。
結果通知日： 令和6年8月22日(木) すべての提案書提出者に対し電子メールで通知する。

(6) 提案書の取り下げについて

- ア 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式6】を提出すること。提案書の提出後契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。なお、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。
- イ 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。
- ウ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)について

- ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】、会社概要説明書【様式2】、業務実績説明書【様式3】、電子データの保存等に関する申出書【様式8】を提出すること。企業グループで参加する場合は、グループ構成書【様式4】及び委任状【様式5】をあわせて提出すること。
- イ 申請書及び前号に定める必要な書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

(8) 仕様書等について

- ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書【様式7】により、電子メールにて提出すること。

《送付先アドレス》

soujinji@pref.hiroshima.lg.jp

提出にあたっては、件名を「広島県人事給与・総務事務システム設計・構築委託業務」とし、送信後、提出先(広島県総務局人事課)に電話にて着信の確認を行うこと。

《人事課 電話番号》

082-513-2207(ダイヤルイン)

- イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ電子メールにより回答する。
- ウ 仕様書別紙は公告の定めに従って秘密保持誓約書を提出した後に交付を受けること。電子メールでの交付を請求する場合は、秘密保持誓約書提出後、件名「広島県人事給与・総務事務システム設計・構築委託業務の仕様書別紙請求」の電子メールを以下に送信し、提出先(広島県総務局人事課)に電話にて着信の確認を行うこと。

《送付先アドレス》

soujinji@pref.hiroshima.lg.jp
《人事課 電話番号》
082-513-2207(ダイヤルイン)

(9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記の通知を受けた者は、広島県総務局人事課に対してその理由説明を求めることができる。
- ウ この説明を求める場合は、令和6年8月28日(水)までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- エ 上記に対する回答は、令和6年9月3日(火)までに、書面により行う。

(10) 支払条件

各年度において定める業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を部分払することができることとする。

(11) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(13) 記載事項の虚偽

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(14) 提出された提案書について

- ア 提出された提案書は、返却しない。
- イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。
 - ・広島県情報公開条例に基づき公開する場合
 - ・最優秀提案者の提案書を公開する場合

(15) 機密保持

本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(16) 特許権等

提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は公募型プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり。
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用

4 添付書類

- 1. 公告の写し
- 2. 申請様式類
 - 【様式1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
 - 【様式2】会社概要説明書
 - 【様式3】業務実績説明書
 - 【様式4】グループ構成書
 - 【様式5】委任状
 - 【様式6】取り下げ願い書
 - 【様式7】仕様書等に対する質問書
 - 【様式8】電子データの保存等に関する申出書
- 3. 秘密保持誓約書
- 4. 調達仕様書
- 5. 企画提案書作成要領
- 6. 企画提案書様式
- 7. 事業者選定評価基準
- 8. 契約書(案)

【本件問合せ先】

広島県総務局人事課 人給システム担当
電話 082-513-2207(ダイヤルイン)

以上